



いじめのない 笑顔いっぱいの 学校をつくる

1 はじめに

みなさん、いじめを防止するための法律『いじめ防止対策推進法』を知っていますか？
この法律は、いじめを防ぐためにつくられ、児童はいじめを行ってはいけないと定めています。

そのため、全ての児童が安心して生活できるよう、学校の中だけでなく、校外でも、いじめが行われなくなるようにみんなで協力する必要があります。

児童のみなさん、いじめを「しない」「させない」「許さない」という気持ちを持ち、先生方やおうちの人など関係する人たちと協力して、みんなでいじめのない笑顔いっぱいの学校をつくりましょう。

2 いじめとは

次のようなことは「いじめ」です

- 悪口や脅しなど、嫌なことを言われたりする。
- 仲間はずれや、無視をされたりする。
- ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ものを隠されたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- お金や大切にしているものをとられたりする。
- 悪口がメールで送られてきたり、インターネットに書き込まれたりする。 など

3 いじめを生み出さないために

こんなことを心がけて生活します

- いじめは、「人として許されない」という強い心もちます。
- お互いのよさや違いを認め、尊重し合います。
- 相手の気持ちを考えて、発言したり行動したりします。
- 社会のルールや学校のきまりを守って、落ち着いた生活をします。
- 友達と協力しながら係活動や行事に進んで取り組み、友達との絆を強めます。
- パソコンや携帯電話、スマートフォンは、ルールを守って使います。
- 自分や友達を大切にします。

4 いじめを受けた。見た。聞いた。相談を受けたときは

- 一人で悩まず、先生方や家族などの大人や友達に相談します。
- 見て見ぬふりをせず、勇気をもって助けます。
- いじめをやめさせたり、先生方や家族に伝えたりします。
- いじめられている人に、先生方や家族に相談するよう話します。

5 いじめを相談したいときは

いじめを受けたり、見たり、聞いたりしたときは、先生や家族、友達などに相談することが大切ですが、よく知っている人には相談しにくい場合もあるかもしれません。そういった場合でも、相談できる場所があります。相談窓口を下にのせていますので、がまんせずに勇気をもって相談しましょう。

相談窓口（そうだんまどぐち）	電話番号（でんわばんごう）	相談時間（そうだんじかん）
上富良野小学校	0167-45-2052	平日 8:00～16:30
かみふらのあんしんらいん	0800-800-0931	平日 8:30～17:00
北海道子ども相談支援センター	0120-3882-56	毎日 24 時間
上川教育局教育相談電話	0166-46-5243	平日 8:45～17:30
24 時間子供 SOS ダイアル	0120-0-78310	毎日 24 時間